

○日高町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月17日

条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は日高町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができます。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用すること

ができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 町長は、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は租税に関する法律若しくはこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め若しくは協力の要請を行うために必要な限度で、自らが保有する特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 5 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 町長	日高町保健福祉医療費の支給に関する条例(平成7年条例第3号)による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	日高町保健福祉医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	日高町保健福祉医療費の支給に関する条例による重度心身障害児者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	日高町保健福祉医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	日高町心身障害児者福祉手当支給条例(昭和51年条例第15号)による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	日高町ひとり親家庭児童激励金支給条例(昭和51年条例第17号)による激励金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	日高町保健福祉医療費の支給に関する条例による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 町長	日高町保健福祉医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	日高町保健福祉医療費の支給に関する条例による重度心身障害児者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 町長	日高町保健福祉医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

5 町長	日高町心身障害児者福祉手当支給条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
6 町長	日高町ひとり親家庭児童激励金支給条例による激励金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	町長	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報